

資料6-19 窒素酸化物・硫黄酸化物総量規制対象工場・事業場数
(令和2年3月末現在)

大気汚染防止法特定工場等	工場・事業場数
窒素酸化物・硫黄酸化物	44
窒素酸化物	2
硫黄酸化物	54
計	100

資料6-20 立入指導等の状況(大気)
(令和元年度)

法令区分	各環境保全監視担当	
	立入事業所数	立入指導施設数
法律	178	1274
条例	74	581
その他	264	1098
計	516	2953

資料6-21 環境月間に係る立入検査結果
(令和元年度)

立入工場 ・ 事業場数	NOx・SOx総量 規制対象	その他工場 ・ 事業場	検査施設数	内訳	
				改善指導有	無
89	67	22	847	9	838

資料6-22 大気汚染防止推進月間に係る立入検査結果
(令和元年度)

立入工場 ・ 事業場数	NOx・SOx総量 規制対象	その他工場 ・ 事業場	検査施設数	内訳	
				改善指導有	無
81	52	29	749	17	732

資料6-23 悪臭に係る検査件数
(令和元年度)

検査件数(嗅覚測定)
115

資料 6-24 届出工場・事業場数（大気汚染防止法）

（令和2年3月末現在）

区名	ばい煙		粉じん		揮発性 有機化合物	水銀	計
	工場	事業場	一般	特定			
北	4	310	0	0	0	0	314
都島	8	35	0	0	0	0	43
福島	10	36	2	0	0	0	48
此花	17	60	19	0	0	5	101
中央	6	453	0	0	0	0	459
西	1	134	1	0	0	0	136
港	4	35	10	0	0	0	49
大正	16	27	9	0	0	3	55
天王寺	2	56	0	0	1	0	59
浪速	0	63	0	0	0	0	63
西淀川	53	32	22	0	2	3	112
淀川	39	101	1	0	1	0	142
東淀川	16	43	1	0	0	2	62
東成	5	29	0	0	0	0	34
生野	17	18	1	0	1	0	37
旭	7	22	0	0	0	0	29
城東	14	46	1	0	0	0	61
鶴見	23	36	0	0	0	3	62
阿倍野	1	37	0	0	0	0	38
住之江	33	73	7	0	1	2	116
住吉	3	28	0	0	0	0	31
東住吉	3	17	0	0	0	0	20
平野	11	28	4	0	0	4	47
西成	22	27	5	0	1	1	56
総計	315	1,746	83	0	7	23	2,174
	2,061		83				

- （注） 1. 電気・ガス事業法関係施設を含む。
 2. 計は「ばい煙」「粉じん」「揮発性有機化合物」「水銀」の延べ数

資料6-25 届出工場・事業場数（大阪府生活環境の保全等に関する条例）

（令和2年3月末現在）

項目 区名	工場・ 事業場数	ばいじん	有害物質	特定粉じん	一般粉じん	揮発性有機化合物	
						届出施設	届出工場等
北	43	3	23	2	7	20	0
都島	12	3	10	3	10	3	0
福島	23	0	4	0	6	11	0
此花	53	7	10	2	27	28	1
中央	24	0	7	0	0	23	0
西	32	3	3	0	8	25	0
港	21	3	2	0	12	8	0
大正	68	9	20	14	31	50	0
天王寺	24	0	13	2	1	12	0
浪速	27	5	12	0	4	14	0
西淀川	116	20	46	4	56	36	2
淀川	137	21	45	7	69	51	0
東淀川	53	2	14	0	19	37	0
東成	102	5	69	21	48	33	0
生野	57	2	43	14	23	34	0
旭	21	0	6	0	6	11	0
城東	60	20	15	3	22	45	0
鶴見	43	3	9	1	12	26	0
阿倍野	11	0	8	1	1	7	0
住之江	94	9	54	10	63	34	1
住吉	12	0	4	1	0	10	0
東住吉	37	5	23	5	15	17	0
平野	82	11	50	12	80	54	0
西成	84	22	43	12	32	20	0
計	1,236	153	533	114	552	609	4

（注）工場・事業場数は、旧条例（大阪府公害防止条例）に係る届出書から読み替えしたものを含んでおり、現在、工場立入等により精査中である。

資料6-26 大気汚染防止法・大阪府生活環境の保全等に関する条例（大気）に基づく届出件数

(令和元年度)

種別 法令区分	設置届	使用届	構造等変更届	廃止届	氏名等 変更届	承継届	法第27条 第2項 通知関係	合計
大気汚染防止法	36	0	9	52	115	17	439	668
大阪府生活環境 の保全等 に関する条例	16	0	4	14	36	5		75
合計	52	0	13	66	151	22	439	743

資料6-27 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく届出件数

(令和元年度)

種別 区分	選任届	選任、死亡・解任届	死亡・解任届	合計
公害防止統括者及び代理者	3	28	1	32
公害防止管理者及び代理者	0	23	2	25
公害防止主任管理者及び代理者	0	0	0	0
合計	3	51	3	57

資料6-28 特定粉じん（石綿）排出等作業に係る届出件数

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
特定粉じん排出等作業 実施届出件数 (法)	297	289	268	322	297	306	282	437	472	553
石綿排出等作業 実施 届出件数(府条 例)	47	40	39	45	50	57	47	45	41	48
全届出件数	344	329	307	367	347	363	329	482	513	601

資料6-29 アスベスト環境濃度測定実施件数

	セキュリティ前等の 環境濃度測定	大気環境濃度測定 (地点：敷地境界)	敷地境界基準 超過件数
令和元年度	221	13	0

資料6-30 アスベスト現場立入検査件数

	アスベスト現場立入件数	アスベストパトロール件数
令和元年度	917	436

資料6-31 市有施設における対策実施状況

(令和2年3月末現在)

施設分類	一般施設		学校園	市営住宅	合計	
	一般会計	特別会計				
調査対象施設数	2,042	1,393	649	517	463	3,022
対策が必要な施設数	95	36	59	73	2	170
令和元年度までに対策 を完了した施設数	94	35	59	73	2	169
解体時等に対策を実施 する予定施設数	1	1	0	0	0	1

※一般会計には公立大学法人大阪市立大学を含む

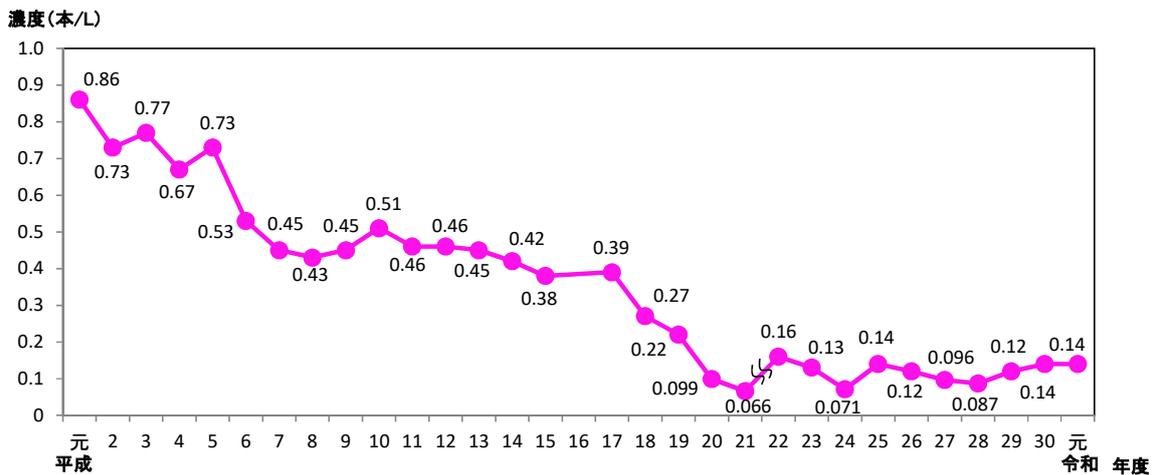
資料6-32 一般環境大気中のアスベストモニタリング結果（令和元年度）

（単位：本/L）

	調査地点名		試料採取日	結 果		幾何平均値
				1回目	2回目	
1	大正区	平尾小学校	令和元年8月20、21日	0.056	0.45	0.16
2	西淀川区	淀中学校	令和元年8月20、21日	0.22	0.28	0.25
3	生野区	桃谷中学校	令和元年8月20、21日	N. D.	0.22	0.11
4	旭区	大宮中学校	令和元年8月20、21日	N. D.	0.11	0.078
5	平野区	摂陽中学校	令和元年8月20、21日	0.17	0.22	0.19
6	北区	菅北小学校	令和元年8月1、2日	0.056	0.056	0.056
7	西区	九条南小学校	令和元年8月1、2日	0.19	0.28	0.23
8	鶴見区	茨田北小学校	令和元年8月1、2日	0.056	N. D.	0.056
9	浪速区	難波中学校	令和元年8月1、2日	0.22	0.45	0.31
10	住之江区	南港中央公園	令和元年8月1、2日	0.056	0.45	0.16
市内幾何平均値						0.14

（注） N. D. : 検出下限値（0.056本/L）未滿

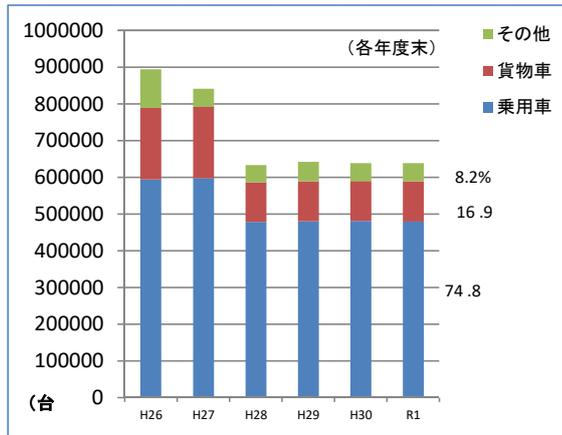
資料6-33 一般環境大気中のアスベスト濃度の推移



（注） 1. このモニタリング結果は、平成15年度までは市内5地点で実施し、平成17年度は11地点、平成18年度から平成27年度までは15地点、平成28年度からは10地点で実施した結果の市内幾何平均値である。

2. 平成22年度以降は、総繊維数濃度（平成22年6月のアスベストモニタリングマニュアル改訂により、測定方法を変更）を測定している。平成元～21年度までは石綿濃度（クリソタイル）を測定している。

資料6-34 大阪市域における車種別保有台数の推移(各年度末現在)



(注) (近畿運輸局調べ)

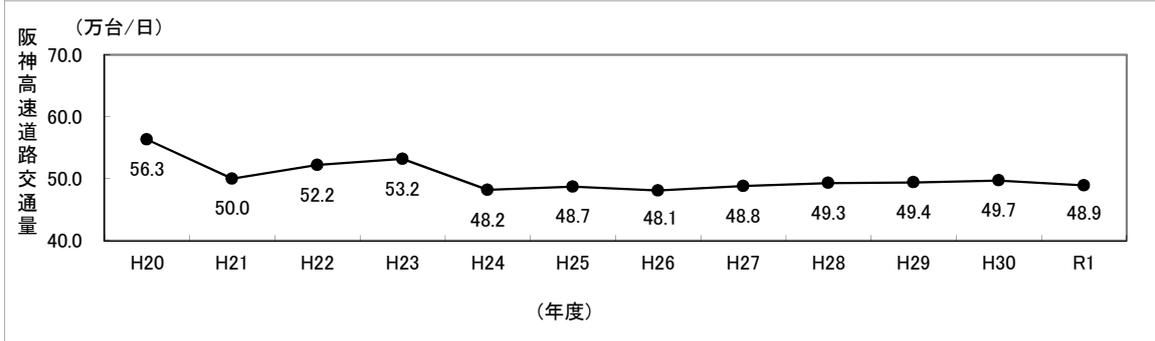
乗用車は、普通乗用、小型乗用、軽乗用

貨物車は、普通貨物、小型貨物、軽貨物、被けん引車

その他は、普通特種用途車、小型特種用途車、大型特殊車、小型二輪車、軽二輪車、乗合車

資料6-35 自動車走行量及び渋滞時間等の推移

①阪神高速道路交通量(大阪府域の年度末データ)



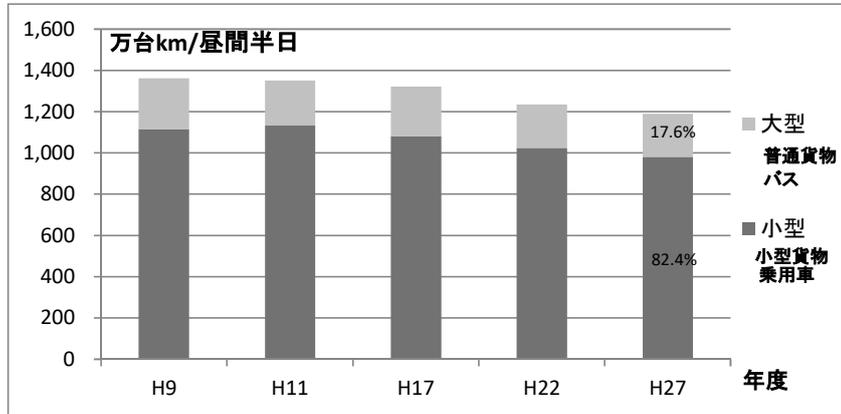
(阪神高速道路株式会社調べ)

②大阪市内の一般道路における1日平均渋滞時間

	単位	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	5年間平均
1日平均渋滞時間	時間	42	38	44	47	39	42

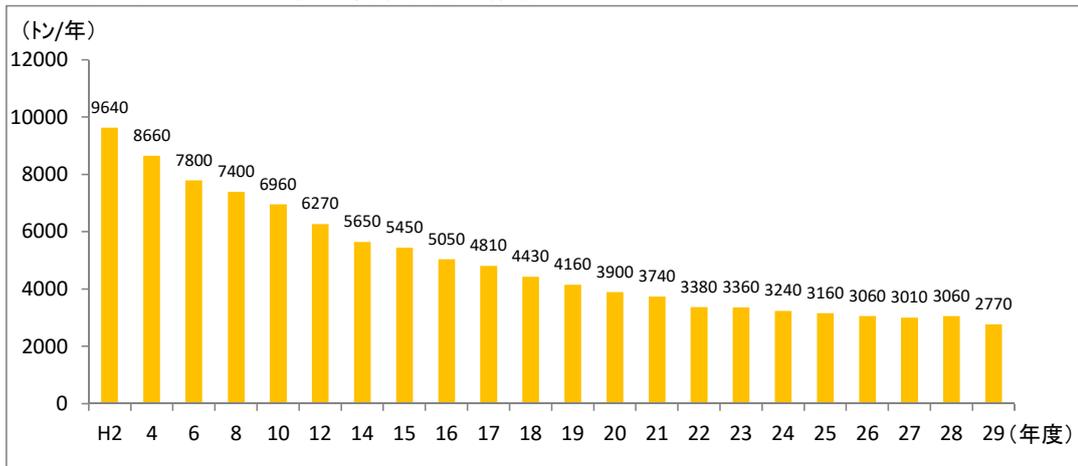
(大阪府警察本部調べ)

資料6-36 大阪市内の車種別自動車走行量の推移



「全国道路交通情勢調査(道路交通センサス)」の結果に基づき、大阪市域の高速道路と一般道路の平日昼間12時間の自動車交通量を集計したものである。

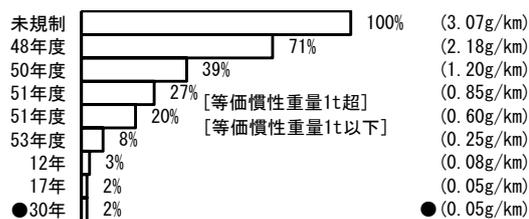
資料6-37 自動車からの窒素酸化物排出量の推移



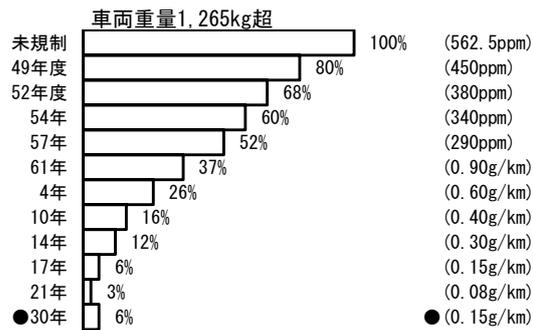
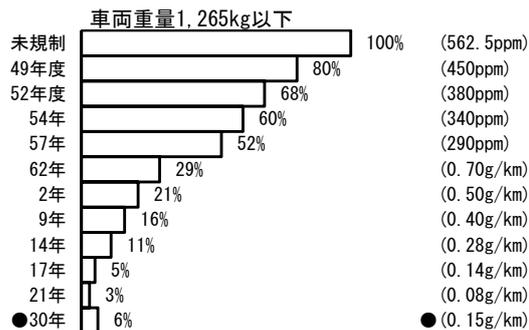
資料6-38 自動車排出ガスの規制強化の推移（窒素酸化物（NOx））

(1) 乗用車

(ア) ガソリン・LPG車

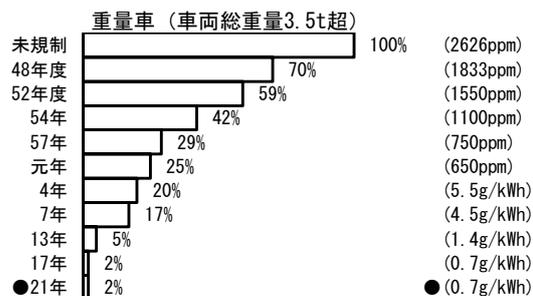
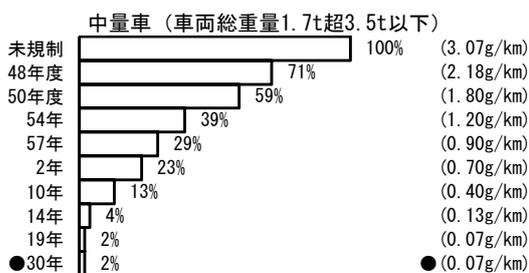
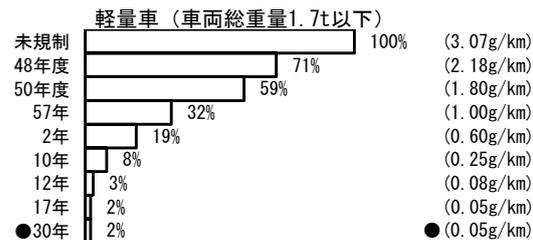
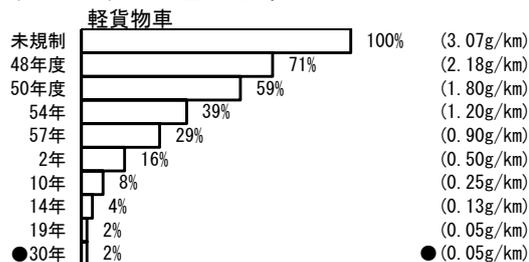


(イ) ディーゼル車

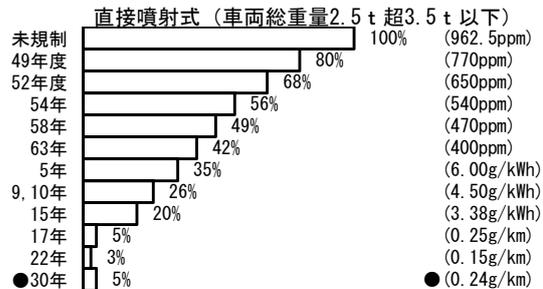
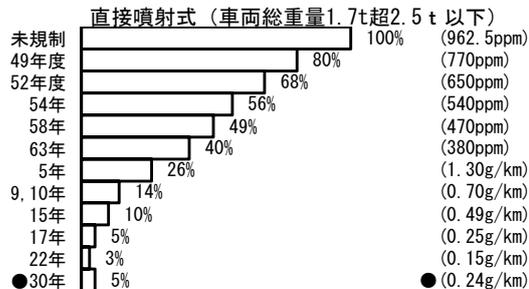


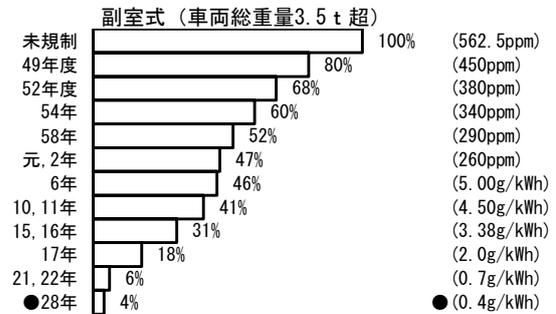
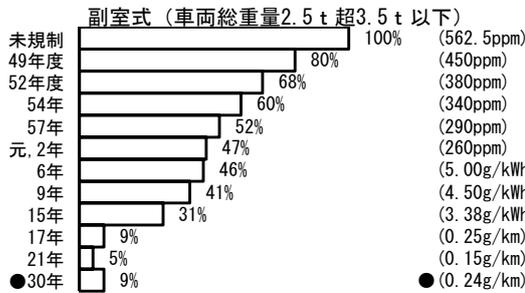
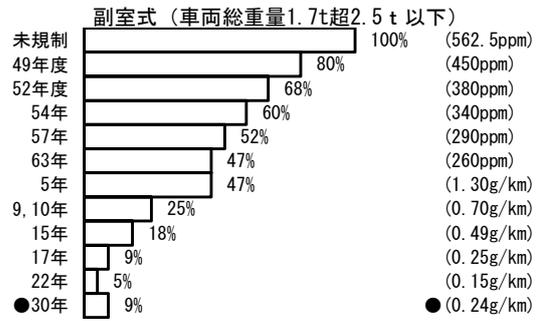
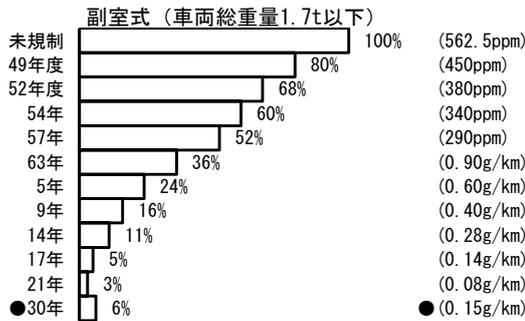
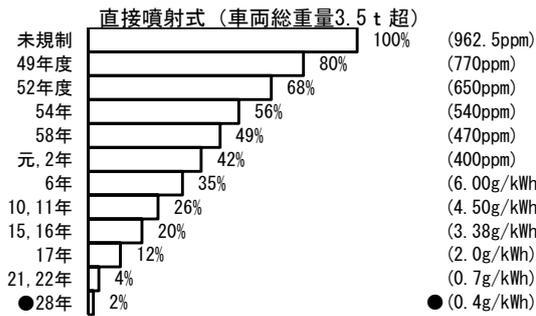
(2) 貨物車・バス

(ア) ガソリン・LPG車



(イ) ディーゼル車





- 注1 ●印は、現時点での最新規制を示す。
 注2 平成30年規制は試験モードがW L T Cモードになり、規制値が大きくなっている区分がある。
 注3 ()内は、規制値（平均値）を示す。
 注4 (2)貨物車・バスの(ア)ガソリン・L P G車における車両総重量の区分は、平成13年より前の規制において、中量車については1.7t超2.5t以下、重量車については2.5t超である。

資料6-39 使用過程車規制 (原動機付自転車、軽二輪・小型二輪自動車、特殊自動車を除く)

一酸化炭素 (CO)

自動車の種類	実施時期				
	S45.8	S47.10	S48.5	S48.10	H10.10
ガソリン LPG車	5.5%	(軽自動車除く) 4.5%	S48年度規制以前の車： 排出ガス減少装置又は点火 時期調整の義務付け	(軽自動車のみ) 4.5%	(4サイクルのみ) 軽自動車 2.0% その他 1.0%

炭化水素 (HC)

自動車の種類	実施時期		
	S50.1	S50.6	H10.10
ガソリン LPG車	(乗用車、バス) 4サイクル 1,200ppm 特殊エンジン 3,300ppm 2サイクル 7,800ppm	(トラック) 4サイクル 1,200ppm 特殊エンジン 3,300ppm 2サイクル 7,800ppm	(4サイクル) 軽自動車 500ppm その他 300ppm 2サイクル 7,800ppm

ディーゼル黒煙

自動車の種類	実施時期							
	S50.1	H5.10	H6.10	H9.10	H10.10	H11.10	H19.9	H21.10
ディーゼル車	50%	軽・中量車 40%	乗用・重量車 40%	車両総重量3.5t以 下の貨物車・バス及 び車両重量1.265t 以下の乗用車 25%	車両総重量3.5t超 12t以下の貨物 車・バス及び車両重 量1.265t以上の乗 用車 25%	車両総重量12 t超の貨物 車・バス 25%	0.80m ⁻¹	ポスト新長 期規制車 0.50m ⁻¹

※測定方法 一酸化炭素、炭化水素：アイドリング時
ディーゼル黒煙：無負荷急加速時

資料6-40 自動車の燃費基準について

○乗用自動車

【ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、LPガス乗用自動車、プラグインハイブリッド乗用自動車及び電気乗用自動車（乗車定員9人以下又は車両総重量3.5t以下の乗用自動車）】

目標年度：2030年度 測定方法：WLTCモード

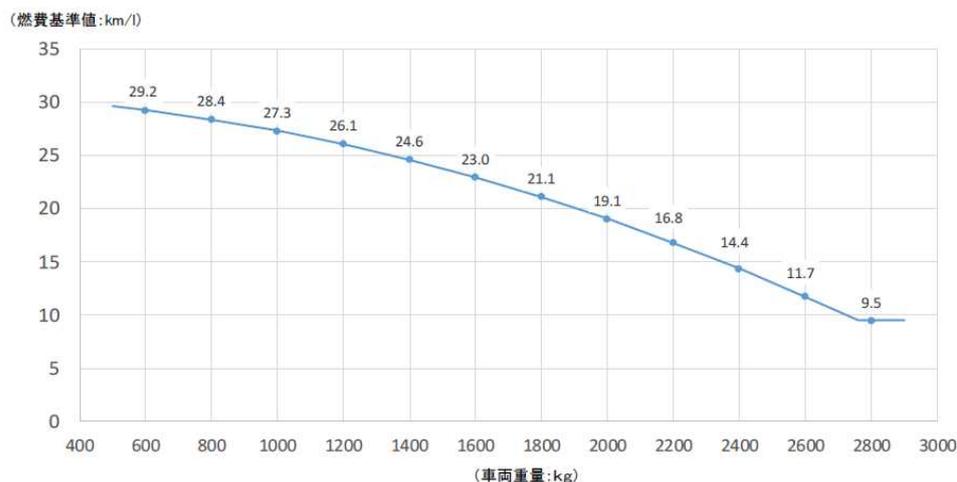
燃費基準値FE (km/L) は、車両重量M (kg) に応じて以下のとおりとする。

$$FE = -2.47 \times 10^{-6} \times M^2 - 8.52 \times 10^{-4} \times M + 30.65$$

$$FE = 9.5$$

※FEは小数点以下第二位を四捨五入

以下に燃費基準値の関係式を図示する。



【路線バス（乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車）】

目標年度：2025年度 測定方法：JH25モード

区分 (車両重量 t)	3.5~8	8~10	10~12	12~14	14~
燃費基準値 (km/L)	7.15	6.30	5.80	5.27	4.52

【一般バス（乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車）】

目標年度：2025年度 測定方法：JH25モード

区分 (車両重量 t)	3.5~6	6~8	8~10	10~12	12~14	14~16	16~
燃費基準値 (km/L)	9.54	7.73	6.37	6.06	5.29	5.28	5.14

○貨物自動車

【ガソリン貨物自動車及びディーゼル貨物自動車（車両総重量3.5t以下）】

目標年度：2022年度 測定方法：JC08モード又はWLTCモード

区分 (車両重量 kg)		~ 740	741 ~ 855	856 ~ 970	971 ~ 1080	1081 ~ 1195	1196 ~ 1310	1311 ~ 1420	1421 ~ 1530	1531 ~ 1650	1651 ~ 1760	1761 ~ 1870	1871 ~ 1990	1991 ~ 2100	2101 ~	
構造A 燃費基準値 (km/L)		28.1	25.0	22.7	20.8	18.5	16.9									
構造B 燃費基準値 (km/L)	MT	21.0	20.4	19.9	19.4	16.7	15.1	13.9	12.9	12.1	11.5	11				
燃費基準値 (km/L)	AT	20.4	19.8	19.2	18.7	16.3	14.7	13.5	12.5	11.7	11.1	10.6	10.2			
ディーゼル構造B 燃費基準値 (km/L)	MT	/										16.8	15.9	15.2	14.6	
燃費基準値 (km/L)	AT											/				

(注)

構造A・・・①、②、③のいずれにも該当する構造のものをいう。

①最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるもの。

②乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、

当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるもの。

③運転車室の前方に原動機を有するもの。

構造B・・・構造A以外のものをいう。

【トラック等（車両総重量3.5t超の貨物自動車）】

目標年度：2025年度 測定方法：JH25モード

区分 (車両総重量 t)	3.5~7.5				7.5~8	8~10
(最大積載量 t)	~1.5	1.5~2	2~3	3~		
燃費基準値 (km/L)	10.83	10.35	9.51	8.12	7.24	6.52
区分 (車両重量 t)	10~12	12~14	14~16	16~20	20~	
燃費基準値 (km/L)	6.00	5.69	4.97	4.15	4.04	

【トラクタ（車両総重量3.5t超の貨物自動車）】

目標年度：2025年度 測定方法：JH25モード

区分 (車両総重量 t)	~20	20~
燃費基準値 (km/L)	3.11	2.32

○以前の基準値については、URL <http://www.mlit.go.jp/common/001282771.pdf>を参照。

資料6-41 エコカーの普及状況

① 大阪市公用車へのエコカー導入状況

(令和2年3月末現在)

車種	局名	用途	台数
天然ガス自動車	健康局	医療防疫車	3
		軽貨物	2
	環境局	塵芥車(特種)	21
		普通貨物車(ダンプ)	1
		公害パトロール(軽貨物)	3
	建設局	軽貨物	10
	教育委員会事務局	自動車文庫	1
小計		41	
電気自動車	政策企画室	普通乗用	1
	市民局	青色パトロール車(軽乗用)	24
	環境局	公害パトロール車(軽乗用)	2
	小計		27
ハイブリッド自動車	政策企画室	普通乗用(プラグインハイブリッドを含む)	3
	市民局	軽乗用	1
	環境局	塵芥車(特種)	126
		普通貨物車(ダンプ)	10
	建設局	道路パトロール(普通特種)	3
	消防局	普通乗用	3
	市会事務局	普通乗用	2
	小計		148
次世代自動車 計			216
低燃費かつ低排出ガス認定車			992
合計			1,208

(*)エコカーを選択する余地のない車種の台数を除く。

② 大阪市域における次世代自動車の普及状況

